

給食を開始する施設の方へ

特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を提供する施設のうち、1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設に対し、給食の実施状況等を把握し適切な食事が提供されているか確認するために、届出等の提出を求めたり巡回指導を行なっています（健康増進法等）。

1. 届出・報告書

給食施設が保健所へ提出、報告する書類は、長崎県健康増進法施行細則で以下のとおりとなっています。また、各種様式は当所ホームページに掲載しているので御活用ください。

長崎県北保健所 給食施設

検索

届出（県施行細則第3条関係）

給食開始（再開）届	給食を開始する時、または休止していた給食の提供を再開する時は、開始後1ヵ月以内に次の書類等を提出してください。 【提出書類等】 ○給食開始（再開）届<様式第2号（第3条関係）> ○栄養管理報告書 ○給食施設（厨房内）平面図
給食休止（廃止）届	給食の提供を休止する時、または廃止する時は、停止後1ヵ月以内に次の書類を提出してください。 【提出書類】 ○給食休止（廃止）届<様式第4号（第3条関係）>
給食変更届	開始届の次の①～⑤の項目に変更がある時は、変更後1ヵ月以内に次の書類を提出してください。 ①給食施設の名称及び所在地 ②給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名） ③給食施設の種類 ④一日または各食ごとの給食対象数（定員） ⑤管理栄養士及び栄養士の員数 【提出書類】 ○給食変更届<様式第3号（第3条関係）>

報告書（県施行細則第6条関係）

栄養管理報告書	保健所から毎年11月中に送付される様式に必要な事項を記載のうえ、12月中旬の指定された日までに提出してください。
---------	--

2. 給食施設巡回指導（県施行細則第7条関係）

給食施設における栄養管理が円滑に行なわれるように、管理栄養士等が巡回指導を実施しています。

実施時期	1年間を通して実施します。
方法	事前の通知後、給食施設に出向き、栄養・衛生管理関係書類の確認と厨房施設内の設備の確認を行ないます。

【問い合わせ先及び書類提出先】

長崎県北保健所 地域保健課健康対策班 担当：栄養士

〒859-4807 平戸市田平町里免1126-1

TEL：0950-57-3933 FAX：0950-57-3666